

1. 新しい総合事業等について

(1) 新しい総合事業

- 今回の制度改正では、2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進展していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと移行することとしている。
- 予防給付の見直しと合わせて、市町村が中心となって、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、
 - ・ 既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、
 - ・ 元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する支援まで、それぞれの地域の実情に応じてサービスの多様化を図っていき、高齢者の多様なニーズに応えていく。
- また、サービスの利用に当たっては、従来と同様、地域包括支援センター等のケアマネジメントに基づき、適切な支援につなげていく仕組みであり、自立支援の観点から、その人によりふさわしいサービスの利用を実現していく。
- 実施主体である市町村が、この新しい総合事業を創意工夫の上、円滑に実施できるよう、厚生労働省においてガイドラインを策定することとしており、今般、現時点での案をお示しするので、各市町村においては、取組の参考としていただきたい。（別紙資料1「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）」）
※ 本案は、年度末までに策定する予定の、①介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める指針（大臣告示）と②その具体的取扱方針（通知）の内容を合わせたものとしてとりまとめている。
- このガイドラインについては、市町村等関係者の意見を幅広く伺っていきたいと考えている。
- また、ガイドラインについて市町村の皆様からいただくご意見等について、今後Q&A等の作成も考えていく。

※ 第186回通常国会における医療介護総合確保推進法案審議の中で、厚生労働省として「事業移行後の「専門的サービス」と「多様なサービス」の利用割合」に関して資料を提出し、国会審議の中で議論がなされているため、関係資料について情報提供させていただく。

（別紙資料2及び別紙資料3を参照）

(2) 新地域支援構想会議の提言（「新地域支援構想」）

- 今後、生活支援サービスの体制整備や新しい総合事業の取組を推進する中で、住民主体の支援の充実・活用が重要である。
この体制整備に当たって、「助け合い活動」を実施・支援している非営利の全国的組織が自主的に集まった「新地域支援構想会議」において、住民主体の活動のさらなる推進に向けた検討を行い、提言が行われている。
- その中では、地域における助け合い活動の基本的理念や、総合事業における意義等についてもとりまとめられていることから、情報提供させていただく。
- 各都道府県におかれては、こうした民間団体等の取組も認識の上、管内の市町村において、生活支援サービスの体制整備が円滑に推進されるよう、積極的な支援をお願いしたい。（別紙資料4「新地域支援構想会議報告書」）

(3) 新しい総合事業等法改正事項の施行に向けて

- 法改正事項の円滑な実施に向け、今回、現時点版として以下の資料を情報提供するのを参考にされたい。（これらの資料については今後の検討で内容に変更があり得る）
 - ・ 「介護保険条例参考例」（別紙資料5参照）
新しい総合事業、医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実、認知症施策の推進については平成27年4月から施行するが、実施が困難な市町村ではあらかじめ条例を制定して、新しい総合事業は最も遅くて平成29年4月実施、その他については最も遅くて平成30年4月実施とすることができることについて条例の参考例をまとめたもの
 - ・ 「介護保険制度改正に伴う主な政省令事項について」（別紙資料6参照）
制度の施行に向け今後政省令等を定めていくが、その内容を簡潔にまとめたもの（振興課関連部分のみまとめお示ししている。）
- なお、新しい総合事業の実施に役立つ事例（介護予防モデル事業、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業に関する事例）等について、平成26年6月6日付けの介護保険最新情報（Vol.377）で周知しているので、あわせて取組の参考にされたい。